

年に一度、
貴社の実務を
確認してみましょう

簡単にできる 宅地建物取引業務に関する 実務チェックシート

(令和3年度版)



お客様との安心・安全な取引を推進するためのツールとして、
このチェックシートを貴社の業務の確認と改善にご活用ください。



チェックシートの使い方

①チェックシートの構成

第1部 「事務所および備付け帳票類等の整備状況」

第2部 「媒介契約、重要事項説明および契約に係る実務の状況」

②チェックの方法

設問事項に はい か いいえ でチェックし、貴社の実務状況を客観的に把握してください。

③添付資料

事務所に備え付けなければならない掲示物等については、それらの実物（縮小印刷）を見本として巻末に掲載しましたので、チェックの際、参考にしてください。

④その他

チェックの大項目毎に、根拠となる宅地建物取引業法等の条項を併記していますので、インターネット等により検索し、その根拠を確認いただくことができます。

なお、自己診断後のチェックシートを協会が回収することはありません。



いいえ に該当した場合の対応について

取引上のトラブルを未然に防止するため、業務の改善を要しますので、改善に着手した年月日を「 いいえ」欄の下部の改善着手日に記入して下さい。

このチェックシートに関し不明な点がございましたら法令研修担当までご照会ください。

それではチェックを開始してください。

実施年月日：令和 年 月 日

第1部 事務所および備付け帳票類等の整備状況

1

広告表示の適合状況 (法第32条・第33条・第34条)

チェック

1

未完成物件の売買の広告に開発・造成許可番号、建築確認番号の記載があるか。

またその番号およびその年月日と広告開始時期の関係は適切か。

A はい	B いいえ
↓ 改善着手日	
R 年 月 日	

チェック

2

虚偽、誤認、誘引または不当表示による誇大広告がないか。

A はい	B いいえ
↓ 改善着手日	
R 年 月 日	

チェック

3

公正競争規約違反(不当景品類、不当表示、特にフリープラン付分譲住宅地販売価額表示違反、消費税額の非明示)、おとりの販売広告はないか。

A はい	B いいえ
↓ 改善着手日	
R 年 月 日	

チェック

4

広告とりわけインターネット上の広告について、既に契約済みの物件などが掲載されたままになっていないか。適宜、情報の更新を行っているか。

A はい	B いいえ
↓ 改善着手日	
R 年 月 日	

チェック

5

広告(折込チラシ、配布図面、新聞広告、インターネット広告、店頭ビラ等)に取引態様(売主、代理、媒介)の別が明示されているか。

A はい	B いいえ
↓ 改善着手日	
R 年 月 日	

チェック

6

消費税額は総額表示としているか。(令和3年4月1日改正)

[表示例]11,000円(税込)
11,000円(税抜価格10,000円)
11,000円(うち消費税額等1,000円)等

A はい	B いいえ
↓ 改善着手日	
R 年 月 日	

STOP! 違法屋外広告物!

不動産物件案内を三角コーンやペットボトル等に貼りつけて路上に放置することは違法広告にあたります。

違反屋外広告が発覚した場合は、一年以下の懲役又は罰金等が課されることがありますので、各自治体の屋外広告物条例に十分ご注意ください。

【違反事例】

- 路上への放置看板(広告を貼り付けたペットボトル・三角コーン、立て看板等)
- ガードレール・電柱・街路樹等へのはり紙や看板・のぼり旗の貼り付け等

2

標識(宅地建物取引業者票)、報酬額表の整備状況

(法第4条・第13条・第46条・第50条)

チェック

1

店舗(事務所)の看板や宅地建物取引業者票の商号または名称が免許証と正しく一致して明記されているか。

→ 資料1参照

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日

R 年 月 日

チェック

2

宅地建物取引に関し、決裁権を有する者(本店においては代表者、業務執行役員等、支店においては支店長等その事務所を代表する者)が常駐しているか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日

R 年 月 日

チェック

3

宅地建物取引業者票記載の代表者が業の実態において代表者としての責任を負っているか。名義借り営業でないか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日

R 年 月 日

チェック

4

宅地建物取引業者票に専任の宅地建物取引士の氏名の記載があるか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日

R 年 月 日

チェック

5

宅地建物取引業者票、報酬の額が公衆の見やすい場所に掲示されているか。
また、報酬の額は最新のものか。(令和元年10月1日改正)

→ 資料2参照

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日

R 年 月 日

チェック

6

個人情報保護法を遵守して業務を行うため、当協会で作成した公表用書面「個人情報の取扱いについて」を事務所内に掲示しているか。

→ 資料8参照

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日

R 年 月 日

チェック

7

(公社)全国宅地建物取引業保証協会会員之証が掲示されているか。

→ 資料9参照

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日

R 年 月 日

○宅地建物取引業者票および報酬額表は、本会窓口にて配付しています。

○本会で作成している「個人情報の取扱いについて」や「倫理綱領」などの
掲示用書面はホームページからダウンロードできます。

(トップ>会員の方へ>書式のダウンロード>宅建協会ロゴマーク・掲示物等)
<https://kanagawa-takken.or.jp/member/download/category/logo/>



3

帳簿の備付け（法第49条）

チェック

1

宅地建物取引業法上の帳簿（取引台帳）が事務所毎に備え付けられているか。

※取引の有無にかかわらず、書面または電子データ（すぐにプリントアウトできる状態）での備え付けが必要です。

→ 資料6参照

A	はい	B	いいえ
---	----	---	-----

↓ 改善着手日

R 年 月 日

チェック

2

記入が適正になされているか。

A	はい	B	いいえ
---	----	---	-----

↓ 改善着手日

R 年 月 日

チェック

3

取引台帳は的確に保管されているか。

※事業年度終了後5年間保管（規則第18条）

※業者自ら売主となる新築住宅に係るものは10年間保管

A	はい	B	いいえ
---	----	---	-----

↓ 改善着手日

R 年 月 日

4

犯罪収益移転防止法による取引時確認記録、取引記録の整備状況

（犯罪収益移転防止法第2条2項40号・第4条・第6条・第7条・第8条）

チェック

1

売買契約の際、売主および買主について、有効期間内の運転免許証等の公的書類により本人確認をし、取引の内容と併せてその確認記録を残しているか。（ハイリスク取引該当時の記録含む）

→ 資料7参照

A	はい	B	いいえ
---	----	---	-----

↓ 改善着手日

R 年 月 日

チェック

2

売主または買主が法人の場合は、法人の名称・所在地・事業内容と併せて、実質的支配者（代表取締役等）および取引担当者の本人確認をしているか。

A	はい	B	いいえ
---	----	---	-----

↓ 改善着手日

R 年 月 日

チェック

3

健康保険証や住民票など顔写真のない本人確認書類を使用する場合は、その他の書類の提示を行うなどの追加的な確認措置が必要であることを認識しているか。

A	はい	B	いいえ
---	----	---	-----

↓ 改善着手日

R 年 月 日

チェック

4

取引時「確認記録」（ハイリスク取引該当時の記録含む）および取引記録（取引台帳）は、事業年度終了後7年間保存しているか。

A	はい	B	いいえ
---	----	---	-----

↓ 改善着手日

R 年 月 日

チェック

5

疑わしい取引があった場合、免許を受けた大臣または知事に届け出ることを認識しているか。

A	はい	B	いいえ
---	----	---	-----

↓ 改善着手日

R 年 月 日

5

住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置の確認

(法第37条第1項第11号)

チェック

1

自ら売主である新築住宅について、契約不適合責任を履行するための住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置(保証保険加入または供託)を講じているか。

A はい	B いいえ
↓ 改善着手日	
R 年 月 日	

チェック

2

資力確保措置を講じた内容について、年2回の基準日毎に免許を受けた大臣または知事に届け出ているか。
(届出期間: 10月1日~10月21日、4月1日~4月21日)

A はい	B いいえ
↓ 改善着手日	
R 年 月 日	

6

従業者名簿、従業者証明書の整備状況 (法第48条)

チェック

1

従業者名簿記載の従業者数と実態の従業者数が一致し、変更があった場合は遅滞なく記載しているか。

また、最新の様式で作成しているか。(平成29年4月1日改正施行)

→ 資料5参照

A はい	B いいえ
↓ 改善着手日	
R 年 月 日	

チェック

2

代表者を含め、従業者名簿記載の従業者全員が従業者証明書を携帯しているか。

→ 資料4参照

A はい	B いいえ
↓ 改善着手日	
R 年 月 日	

チェック

3

従業者名簿は的確に記載・保管(10年)されているか。

※書面または電子データ(すぐにプリントアウトできる状態)での備え付けが必要です。

A はい	B いいえ
↓ 改善着手日	
R 年 月 日	

○従業者名簿および従業者証明書の台紙は、本会窓口にて販売しているほか、本会ホームページからダウンロードできます。

(トップ>会員の方へ>書式のダウンロード>神奈川県様式の書式等)

<https://kanagawa-takken.or.jp/member/download/category/kanagawaformat/>



本会で作成していた書式の一部(媒介契約書、契約書(売買用・賃貸用)、重要事項説明書(売買用・賃貸用))について、平成31年4月1日より、全宅連書式に一本化されました。

全宅連書式をご利用には、全宅連ホームページでID・パスワードの登録(無料)が必要となりますのでご注意ください。

(全宅連ホームページ) <https://www.zentaku.or.jp/>

(全宅連版書式に係る無料電話相談窓口) 03-5821-8118

7

宅地建物取引士の適合状況 (法第22条の2、3・31条の3・第68条)

チェック

1

宅地建物取引士は有効期間内である宅地建物取引士証を携帯しているか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

2

従事する者の人数に応じた専任の宅地建物取引士(従事する者5人につき1名以上)が常駐しているか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

3

国土交通省令で定める場所(案内所等)にも1名以上の専任の宅地建物取引士が設置されているか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

8

宅地建物取引業者名簿登載事項の変更について (法第9条・第20条)

チェック

1

法第9条に基づく商号、事務所所在地、代表者、専任の宅地建物取引士などの宅地建物取引業者名簿登載事項変更届を免許行政庁に提出しているか。

また、その内容を宅建協会にも届出しているか。(但し、専任の宅地建物取引士の変更は、宅建協会への届出は不要です。)

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

2

宅地建物取引士の氏名、住所、本籍、従事先に変更があった場合、法第20条に基づく宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書を登録している都道府県知事に提出しているか。

※神奈川県登録の方の手続き窓口は宅建協会の本部です。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

9

従業者に対する教育について (法第31条の2)

チェック

1

従業者に対し、その業務を適正に実施させるため、必要な教育を行うよう努めているか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日



各種セミナー情報

宅建協会では、宅建業者講習、知識習得セミナー、Webセミナー『神奈川宅建e-スクール』、通信講座『不動産キャリアパーソン』など、時宜に応じたセミナーを開催しています。ホームページで開催情報をチェックしてください！

(神奈川宅建ホームページトップ>会員の方へ>講習/研修会・Web研修/他)

<https://kanagawa-takken.or.jp/member/training/>

第1部のチェックは終了です。お疲れさまでした。第2部も引き続きチェックして下さい。

それではチェックを再開してください。

実施年月日：令和 年 月 日



第2部 媒介契約、重要事項説明および契約に係る実務の状況

10

媒介契約書の交付と履行（法第34条の2）

チェック

1

媒介契約を書面で締結しているか。
また、更新時にも改めて媒介契約書を作成しているか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

2

既存住宅の売買または交換の媒介契約締結時に、建物状況調査（インスペクション）を実施する者のあつせんに関する事項を媒介契約書に記載しているか。（平成30年4月1日改正施行）

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

3

媒介価額の決定については備考欄に「価格査定マニュアルによる」等の査定の根拠や売主希望価額等の記載があるか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

4

一般媒介契約明示型について、他の業者にも依頼している場合、その業者の商号（名称）、所在地の記載があるか。また、非明示型についてはその旨の記載があるか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

5

専任媒介契約の場合、2週間に1回以上の文書又は電子メールによる業務処理報告がなされているか。媒介契約締結後、7日以内に、指定流通機構に登録されているか（7日以内とは契約日の翌日から7営業日以内の意味）。また、登録証明書を交付しているか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

6

専属専任媒介契約の場合、1週間に1回以上の文書又は電子メールによる業務処理報告がなされているか。媒介契約締結後、5日以内に、指定流通機構に登録されているか（5日以内とは契約日の翌日から5営業日以内の意味）。また、登録証明書を交付しているか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

7

代理契約の場合、特約事項欄に「この契約は、法第34条の3の代理契約である」と記載があるか。また、法第34条の2（媒介契約）の規定に準じた手続き等がなされているか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

8

媒介目的物件の売買又は交換の申込みがあったときは依頼者に対し、遅滞なくその旨を報告しているか。（平成29年4月1日改正施行）

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

(注)この項目は№12(契約書)と同時にチェックして下さい

チェック

1

売買または交換および賃貸借の契約締結前に重要事項説明書の交付・説明がなされているか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

2

宅地建物取引業者、説明する宅地建物取引士の記名押印、説明を受けた者の署名押印があるか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

3

取引関係業者(特に宅地建物取引業者が売主のときは売主とその宅地建物取引士)全員の記名押印があるか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

4

法第35条(重要事項の説明等)に掲げる記載事項に、欠陥、誤り、不足がないか。

- ①法令上の制限、手付の額、契約解除、損害賠償額の予定又は違約金等、手付金等の保全措置、金銭の貸借の斡旋、未完成物件の完成時の形状、構造、区分所有建物についての説明が完全になされているか。
- ②契約不適合に関する規定(第13号)が、法第37条書面(契約書)と関係することにも注意しているか。
- ③都市計画法、建築基準法の制限の内容の無記載、登記簿(登記記録)の権利等の無記入による不備はないか。
- ④水防法に基づく水害ハザードマップを提示して取引対象物件の所在地を示して説明しているか。(令和2年8月28日施行)

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

5

居住用既存建物の売買または交換および賃貸借に関する重要事項において、以下の事項を説明しているか。(平成30年4月1日施行)

- ①過去1年以内における建物状況調査(インスペクション)の実施の有無。実施している場合はその結果の概要。
- ②(売買・交換の場合)設計図書、点検記録その他建物の建築および維持保全の状況に関する書類で、国交省令で定めるものの保存状況。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

6

供託所等に関する説明と手付金等の保全措置の説明に混同がないか。また、手付金等の保全措置を講ずる場合、手付金と内金(中間金)を含めた額としているか。

※業者間取引においては、法35条の2(供託所等に関する重要事項説明)の規定は適用されない。(平成29年4月1日改正施行)

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

I: 契約書の交付と記載状況 (法第37条)

チェック

1

法第37条の各項に適合しているか。特に第1項第6号(代金以外の金銭の授受)、第7号(契約解除に関する定め)、第8号(損害賠償、違約金)、第9号(金銭の貸借のあつせん)、第10号(天災地変等の負担)、第11号(契約不適合責任)、第12号(租税公課等の負担)の定めを明確に規定しているか。

A	はい	B	いいえ
---	----	---	-----

↓ 改善着手日

R 年 月 日

チェック

2

既存建物の売買または交換において、建物の構造体力上主要な部分等の状況について、当事者の双方が確認した事項が有る場合、その記載をしているか。(平成30年4月1日改正施行)

A	はい	B	いいえ
---	----	---	-----

↓ 改善着手日

R 年 月 日

チェック

3

宅地建物取引士の記名押印があるか。

A	はい	B	いいえ
---	----	---	-----

↓ 改善着手日

R 年 月 日

チェック

4

売買契約等の場合、貼付した印紙に金額の不足はないか。

A	はい	B	いいえ
---	----	---	-----

↓ 改善着手日

R 年 月 日

※ 業者売主の場合でも契約書の本書を2通作成していることが望ましい。

II: 契約締結等の時期 (法第36条)

チェック

1

法令上の制限の許可、確認等を受けた後の契約になっているか。

A	はい	B	いいえ
---	----	---	-----

↓ 改善着手日

R 年 月 日

チェック

2

法令上の制限の許可、確認等を受けていない、または受ける前の契約の代理、媒介をしていないか。

A	はい	B	いいえ
---	----	---	-----

↓ 改善着手日

R 年 月 日

チェック

3

国土利用計画法上、必要な場合に事後届出をしているか。
イ)～ハ)に記載する面積を超える場合は、市町村長を通じて知事への届出が必要となります。

- イ) 市街化区域 : 2,000㎡以上
- ロ) イ)を除く都市計画区域 : 5,000㎡以上
- ハ) 都市計画区域以外の区域 : 10,000㎡以上

(注)個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が上記の面積以上となる場合には、個々の取引ごとに届出が必要となります。

A	はい	B	いいえ
---	----	---	-----

↓ 改善着手日

R 年 月 日

Ⅲ：報酬の額の制限の履行等（法第46条）

チェック

1

規定報酬の額の限度が遵守されているか。
また、報酬受領の際、消費税の授受が正しくなされているか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

2

取引価額が400万円以下の売買または交換の媒介において、売主または交換の依頼者から受ける報酬の額は、当該現地調査に要する費用を含めて18万円の1.1倍を超えていないか。
また、その際、報酬額について予め売主または交換の依頼者に説明し、合意を得ているか(平成30年1月1日改正)。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

3

媒介契約書または契約の書面に停止条件があるときは、報酬支払時期が守られているか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

4

賃貸借の場合、報酬外の名目(例えば「広告料」等)で類似の金額を受領していないか。また、その名目に疑問がないか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

5

賃貸借契約における借主が負担する媒介報酬(原則賃料の0.5ヶ月以内、1ヵ月分を上限とする)について事前に媒介報酬支払い承諾書等により承諾を得ているか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

6

媒介業者が複数の場合、その報酬受領額分配の方法が確定されているか(取引台帳の記載と照合)。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

●業者自ら売主となる場合については、以下の事項もチェックしてください。

Ⅳ：自己の所有に属しない物件の売買（法第33条の2）

チェック

1

物件の購入(仕入)の契約日と売却の契約日との関係で違反はないか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

2

対象物件を取得できることが明らかな書面があるか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

3

仕入れ物件が停止条件付売買契約で、自己の所有に属しない物件を売却していないか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

V:手付の額の制限等 (法第39条)

チェック

1

手付の額が代金の額の20%を超えていないか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

2

契約書等に解約手付の定義が明示されているか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

3

買主に不利な特約がなされていないか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

VI:損害賠償額の予定等の制限 (法第38条)

チェック

1

損害賠償の額、違約金の合算した額が代金の額の20%を超えていないか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

2

買主に不利な特約がなされていないか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

VII:契約不適合責任についての特約 (法第40条、業法施行規則第16条の4の2)

チェック

1

契約不適合責任の期間を引渡しの日から2年以上とする特約がなされているか。

(注)法第37条(書面の交付)第1項第11号(契約不適合責任)には「定めがあるときは」とされているが、業者にとって責任期間も明確になり有利であると思われるので、契約書面に明示されることが望ましい。この特約がない場合は民法によることを確認。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

2

契約不適合責任とは、「解約に応じる」、「損害賠償に応じる」、「修補に応じる」「代金減額に応じる」の全ての担保責任であることを理解しているか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

Ⅷ：手付金等の保全措置（法第41条、第41条の2）

チェック

1

未完成物件（造成中、建築中等）では代金の5%か1,000万円を、完成物件では代金の10%か1,000万円を超えて受領する場合、手付金等を受領する前にその保全措置を講じているか。

※手付金等とは、手付金、内金、中間金等、名目にかかわらず売買契約から目的物件の引渡しを完了するまでに受領し代金に充当する金銭をいう。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日

R 年 月 日

チェック

2

手付金等の合計額が保全措置の必要な額を超える取引において保全措置を講じない場合は、買主への所有権移転登記がなされているか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日

R 年 月 日

チェック

3

保証委託契約の場合「保証書」が、保証保険契約の場合、買主が受取人である「保険証券」が買主に交付されているか。また、手付金等寄託契約の場合、買主に寄託金保管証明書が交付されているか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日

R 年 月 日

チェック

4

手付金等の保全措置の状況が正しく重要事項説明書に記載されているか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日

R 年 月 日

13

賃貸住宅管理適正化法（サブリース、管理業者登録）

（注）サブリース、賃貸管理をおこなう場合は、以下の事項もチェックしてください。

I：サブリース関係（令和2年12月15日施行）

チェック

1

サブリース業者および勧誘者は、オーナーになろうとする者に対し、誇大な広告や不当な勧誘をしていないか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日

R 年 月 日

チェック

2

マスターリース契約締結前に、オーナーになろうとする者に対して書面を交付し、マスターリース契約のリスク等について重要事項説明を行っているか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日

R 年 月 日

チェック

3

マスターリース契約締結時に、契約内容や条件等の必要事項を記載した書面を交付しているか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日

R 年 月 日

Ⅱ：賃貸住宅管理業者登録について（令和3年6月15日施行、令和4年6月15日迄経過措置期間）

チェック

1

賃貸住宅管理業を営み、200戸以上に該当する場合は、国土交通大臣の登録を受けているか。
※200戸未満であっても登録することは可能。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

2

従前の国土交通省告示に基づく「賃貸住宅管理業者登録制度」は廃止され、法に基づく登録制度として、要件に該当する業者は登録が義務化されたことを理解しているか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

3

各営業所または事務所ごとに業務管理者を1名以上配置しているか。
※他の営業所・事務所との兼任は不可。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

4

管理委託契約締結前に、具体的な管理業務の内容・実施方法等について、重要事項説明書を交付して説明しているか。（ガイドラインでは「賃貸不動産経営管理士」が説明することが望ましいとされている。）

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

5

管理する家賃等について、自己の固有の財産等と分別管理し、帳簿上でも分別しているか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

チェック

6

業務の実施状況等について、管理受託契約の相手方に対して定期的に報告しているか。

A はい	B いいえ
------	-------

↓ 改善着手日
R 年 月 日

「賃貸住宅管理業務」とは？

- (1)管理委託に係る賃貸住宅の維持保全（居室およびその他の部分について、点検、清掃その他の維持、及び必要な修繕）を行う業務（賃貸人のために当該維持保全に係る契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務を含む）。
- (2)賃貸住宅に係る家賃、敷金、共益費その他の金銭の管理を行う業務。ただし、(1)の業務と併せて行うものに限る。



第2部のチェックは以上で終了です。
お疲れさまでした。

次ページ以降は、参考資料と事務所掲示物等を確認する資料です。必要な帳票類等の実物を縮小して掲載していますので、ご確認ください。

(公社)神奈川県宅地建物取引業協会
法令研修委員会
電話 045-633-3030

【参考】不動産における新型コロナウイルス感染予防対策

●新型コロナウイルス感染症の完全な終息までの期間が長期にわたることを考え、不動産においても、感染防止対策を徹底した新しい事業スタイルが求められます。

「不動産における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」より抜粋。一部要約。

(国土交通省HP) <https://www.mlit.go.jp/common/001383647.pdf>

- 事務所や店舗への来店やモデルルームや案内所等への来場はできる限り予約制にし、できる限り少人数での来店・来場を依頼し、お客様同士の距離を2メートルを目安に(最低1メートル)確保するよう努める。
- 契約書面(媒介契約も含む。)、重要事項説明書の交付前に相手方に案文等を事前送付し、対面での説明時間の短縮を図るようにし、各種用語等の説明や疑問点は電話やWEBで丁寧な説明を実施する。
- 重要事項説明に「IT重説」の積極的な実施を行う(2021年4月より賃貸および売買で実施可。)
- 媒介契約に関し、当面の間、依頼者への報告は承諾を得た場合には、電話等の契約書であらかじめ定めた方法以外の方法によることも可能とする。また、更新の申し出についても双方で合意した場合には、文書以外の方法により申し出ること可能とする(国土交通省令和2年5月1日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を踏まえた宅地建物取引業者の業務について」)

【取組事例】

- ・現地案内を行う場合でも出来るだけ現地集合、現地解散とする。
- ・お客様が同乗する車内、内見中の室内は窓を開け常時換気し、お客様の入れ替えごとにドアノブやスリッパの消毒を行う。
- ・居住中の物件の内見では居住者の意向を十分に確認し、長時間に及ばないように配慮する。
- ・非対面で内見できる写真や動画、VR、バーチャルツアー等のWEBサービスの活用、WEB会議システムやビデオ通話を活用し、現地からの物件案内をお客様に視聴して頂くことにより、対面での現地内見件数の削減を図る。

●神奈川県では、「感染防止対策取組書」が発行できます。ホームページから簡単な操作でWEB登録することができます。店頭の見えやすいところに掲示するなど、ご活用をお願いします。

(神奈川県HP)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/corona/lineosirase>

●賃貸借契約の基本的なルールQ&A(テナントの賃料支払関係)

(法務省HP)

<http://www.moj.go.jp/content/001320302.pdf>

●各省庁の支援策まとめ

(ハトマーク支援機構HP)

<https://www.hatemark.or.jp/topics/3095>

記載例

神奈川県

当事業所は、**感染症対策**として以下のことに取り組んでいます

- 仕切り設置または着席位置の工夫による飛沫防止
- レジ等仕切り設置
- 混雑時入店制限
- マスク等着用
- 手洗い・手指消毒
- 発熱時入店制限
- 大皿等での提供を避ける
- 十分な換気
- 支払時キャッシュレスまたはコイントレイ使用
- 感染発生状況の情報提供

事業所名 **かながわ食堂 横浜みなとみらい本店**

業種 **一般企業**
住所 **神奈川県横浜市中区佐田町4-47**
電話番号 **045-224-4047**
担当名称 **神奈川県 本部**
発行日 **令和2年5月26日**

LINE QRコード
QRコード
登録はこちら

【参考】IT重説の活用に関する留意点

●賃貸取引は2017年10月から、売買取引は2021年3月30日から、IT重説が実施可能になりました。実施にあたっては以下の点にご留意ください。

(1) 宅建業者の事前準備

双方向でやりとりできるIT環境の整備をする。
(端末、カメラ、マイク、インターネット回線。十分な解像度と性能を有するもの。)

(2) IT重説実施前の対応

- ①借主または買主から、重要事項説明をIT重説で実施することの同意を得る。
- ②画像は取引士証の写真と文字が明確に判別できる程度か、お互いの音声は十分に聞き取れるか、画面がフリーズする事がないか等、IT環境を確認する。
- ③宅地建物取引士の記名押印がされた重要事項説明書(2部)を事前に送付する。
※業法35条で書面交付が義務づけられており、PDFファイル等の電子メール等による交付は不可。

(3) IT重説実施中の対応

- ①借主または買主の手に重要事項説明書等が準備できているか、画像、音声、インターネット回線等のIT環境は良好か確認。
- ②可能であれば録画・録音の実施。
- ③宅地建物取引士証を画面で提示し、視認できることを確認。
- ④借主または買主に運転免許証などを画面で提示してもらい、本人確認をする。
- ⑤IT環境に不具合等が生じた場合には適宜中断し、改善しない場合には残りの部分を対面による説明に切り替える対応も可能。

(4) IT重説実施後の対応

- ①借主または買主へ、重要事項説明書に記名・押印のうえ、1部を返送してもらう。
- ②個人情報等は適切に管理する。

Check!

ITを活用した重要事項説明実施マニュアル(国交省HP)

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo16_hh_000001_00013.html

宅連協会ホームページで、IT重説について分かりやすく解説しています!

☆神奈川宅建HP IT重説特設ページ

<https://kanagawa-takken.or.jp/member/useful/support/2801/>
(TOP>会員の方へ>お役立ちコンテンツ)

☆全宅連HP Web研修動画

<https://member.zentaku.or.jp/video/practice2020>



【参考】最近の主な関係法令の改正等

関連法の名称	概要	施行日
賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の一部施行 (賃貸住宅管理業を営む者に係る登録制度)	管理戸数が200戸以上の管理事業者に以下を義務づけ ①国交省大臣への登録 ②事務所毎に業務管理者の配置 ③管理受託契約締結前の重要事項書面交付および説明 ④自己の固有財産財産の分割管理 ⑤業務実施状況の定期報告	令和3年 6月15日
宅建業法の解釈・運用の考え方の一部改正	売買および売買の代理または媒介に係る取引において、対面に加えてテレビ会議等のITを活用した重要事項説明(IT重説)が可能となった。実施の際は国交省ガイドラインの遵守が必要となる。(賃貸の代理または媒介に係る取引においては、平成29年10月1日より運用されている)	令和3年 3月30日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律等の一部改正	マンションの管理受託契約について、管理業務主任者が行う重要事項説明書、契約成立時の書面及び管理事務報告書のIT提供が可能となった。 また、重要事項説明および管理事務報告についてIT説明が可能となった。 実施の際は国交省ガイドラインの遵守が必要。	令和3年 3月1日
行政手続における押印原則の見直しに係る宅建業法施行規則等の一部改正	以下の法令で定められる行政庁に提出する書類への押印が不要となった。なお、改正前の様式は当分の間使用することができる。 ・宅地建物取引業法施行規則 ・宅地建物取引業者営業保証金規則 ・宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則 ・マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 ・国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則	令和2年 12月23日
賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の一部施行 (サブリース事業者と所有者との間の賃貸借契約の適正化に係る措置)	①サブリース業者および勧誘者への規制 ・誇大広告等の禁止、不当な勧誘等の禁止 ②サブリース業者への規制 ・マスターリース契約締結前に、オーナーになるうとする者に対し重要事項書面を交付し、契約のリスク等の説明を行うことを義務づけ。 ・マスターリース契約締結時に、契約内容や条件等の必要事項を記載した書面を交付することを義務づけ。	令和2年 12月15日
「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の施行に伴う宅建業法施行令の一部改正	・災害レッドゾーンでの開発を原則禁止、市街化調整区域の浸水ハザードエリアでの住宅等の開発を抑制する。 ・立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外する。 <災害レッドゾーン> ・災害危険区域(崖崩れ、出水等) ・土砂災害特別警戒区域 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 <災害イエローゾーン> ・災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア(浸水ハザードエリア等)	令和2年 9月7日

不動産取引に関する相談窓口のご案内

※感染症対策等のため実施日や受付時間、相談方法が変更することがあります。

神奈川県宅建協会 中央無料相談所

TEL 045-633-3035

場所 横浜市中区住吉町6-76-3 神奈川県不動産会館2階

●実施日(祝日・年末年始・夏季の休業日は除く)

●宅地建物取引士による相談 毎週月曜日～金曜日 10～12時、13時～16時	●弁護士による相談 毎週月曜日 13時～16時
●不動産鑑定士による相談 原則毎月第1金曜日 13時～16時	●一級建築士による相談 原則毎月第3金曜日 13時～16時

- 相談対象者: 神奈川県宅建協会の会員および消費者。
 - 相談方法: 電話相談および窓口相談。予約不要、先着順。
 - 一組あたりの相談時間: 電話相談15分以内、窓口相談30分以内とします。
- ※先着順のため、相談応対中の場合はお待ちいただくこともありますのでご了承ください。
- ※各支部でも定期的に無料相談を実施しています。
- 支部相談所の実施日は支部へ直接お問い合わせください。

全宅連 無料相談

●実施日	●税理士による相談 TEL 03-5821-8113 原則毎月第3月曜日 13時30分～15時 ※変更となる場合があります	●契約書・重説書式に関する相談 TEL 03-5821-8118 毎週 月、火、木、金曜日 13時～16時30分
	●弁護士による相談(予約制) 原則毎週金曜日 13時30分～16時30分 ※実施日と予約方法はホームページでご確認ください。 URL https://www.zentaku.or.jp/member/legaladvice/	

- 相談対象者: 宅建協会の会員。
- 相談方法: 電話相談。
- 一組あたりの相談時間: 電話相談15分以内。

広告に関する相談

- (公社)首都圏不動産公正取引協議会
TEL 03-3261-3811
9時～17時30分 (土・日・祝日を除く)

宅地建物取引に関する相談

- 神奈川県建設業課横浜駐在事務所宅建指導担当
TEL 045-313-0722 (土・日・祝日を除く)

事務所掲示物等確認資料

(令和3年7月現在)

◎事務所内の公衆の見やすい場所に掲示するもの

自社で作成、プリントする場合は、サイズ等にご注意ください。なお、規定に準拠した様式を協会にて配付しています。

資料1 標識 (業法第50条第1項)

<h2>宅地建物取引業者票</h2>	
免許証番号	神奈川県知事()第 号
免許有効期間	令和 年 月 日から
	令和 年 月 日まで
商号又は名称	
代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号() ー

※サイズの規定は、縦30cm以上、横35cm以上です。

資料2 報酬の額 (業法第46条第4項)

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額

(昭和四十五年十月十三日建設省告示第五十二号)
最終改正 令和元年八月三十日国土交通省告示第四百九十二号

第一 定義
この告示において、「消費税率相当額」とは消費税法(昭和六十二年法律第八号)第二十一条第九号に規定する消費税率の額を指すこととする。

第二 売買又は交換の媒介に関する報酬の額
宅地建物取引業者(以下「業者」という。)が消費税率相当額を納める義務がある事業者(以下「事業者」という。)と消費者(以下「消費者」という。)との間で、宅地又は建物の売買又は交換の媒介を行う場合、当該業者が受けることができる報酬の額は、当該消費者が当該宅地又は建物に支払った金額(以下「支払金額」という。)の百分の五・五(以下「百分の五・五」という。)に、当該消費者が当該宅地又は建物に支払った消費税(以下「消費税」という。)の百分の四・三(以下「百分の四・三」という。)を加えた金額(以下「支払金額に消費税を加えた金額」という。)を上限とする。

第三 売買又は交換の代理に関する報酬の額
宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買又は交換の代理を行う場合、当該業者が受けることができる報酬の額は、当該消費者が当該宅地又は建物に支払った金額(以下「支払金額」という。)の百分の五・五(以下「百分の五・五」という。)に、当該消費者が当該宅地又は建物に支払った消費税(以下「消費税」という。)の百分の四・三(以下「百分の四・三」という。)を加えた金額(以下「支払金額に消費税を加えた金額」という。)を上限とする。

第四 貸借の媒介に関する報酬の額
宅地建物取引業者が宅地又は建物の貸借の媒介を行う場合、当該業者が受けることができる報酬の額は、当該借主が当該宅地又は建物に支払った金額(以下「支払金額」という。)の百分の五・五(以下「百分の五・五」という。)に、当該借主が当該宅地又は建物に支払った消費税(以下「消費税」という。)の百分の四・三(以下「百分の四・三」という。)を加えた金額(以下「支払金額に消費税を加えた金額」という。)を上限とする。

第五 貸借の代理に関する報酬の額
宅地建物取引業者が宅地又は建物の貸借の代理を行う場合、当該業者が受けることができる報酬の額は、当該借主が当該宅地又は建物に支払った金額(以下「支払金額」という。)の百分の五・五(以下「百分の五・五」という。)に、当該借主が当該宅地又は建物に支払った消費税(以下「消費税」という。)の百分の四・三(以下「百分の四・三」という。)を加えた金額(以下「支払金額に消費税を加えた金額」という。)を上限とする。

第六 権利金の授受がある場合の特例
宅地又は建物の権利金の授受がある場合、当該業者が受けることができる報酬の額は、当該権利金の額(以下「権利金」という。)の百分の五・五(以下「百分の五・五」という。)に、当該権利金の額(以下「権利金」という。)の百分の四・三(以下「百分の四・三」という。)を加えた金額(以下「権利金に消費税を加えた金額」という。)を上限とする。

第七 空家等の売買又は交換の媒介における報酬の額
宅地建物取引業者が空家等の売買又は交換の媒介を行う場合、当該業者が受けることができる報酬の額は、当該消費者が当該宅地又は建物に支払った金額(以下「支払金額」という。)の百分の五・五(以下「百分の五・五」という。)に、当該消費者が当該宅地又は建物に支払った消費税(以下「消費税」という。)の百分の四・三(以下「百分の四・三」という。)を加えた金額(以下「支払金額に消費税を加えた金額」という。)を上限とする。

第八 空家等の売買又は交換の代理における報酬の額
宅地建物取引業者が空家等の売買又は交換の代理を行う場合、当該業者が受けることができる報酬の額は、当該消費者が当該宅地又は建物に支払った金額(以下「支払金額」という。)の百分の五・五(以下「百分の五・五」という。)に、当該消費者が当該宅地又は建物に支払った消費税(以下「消費税」という。)の百分の四・三(以下「百分の四・三」という。)を加えた金額(以下「支払金額に消費税を加えた金額」という。)を上限とする。

第九 第二から第八までの規定によらない報酬の受領の禁止
第一から第八までの規定によらない報酬を受領する行為は、禁止される。

1 この告示は、令和元年十月十三日から施行する。

2 消費税率相当額を納める義務がある事業者が、この告示の施行の日(令和元年十月十三日)以前に、宅地又は建物の売買又は交換の媒介を行う場合、当該業者が受けることができる報酬の額は、この告示の施行の日(令和元年十月十三日)以後に、宅地又は建物の売買又は交換の媒介を行う場合、当該業者が受けることができる報酬の額(以下「報酬の額」という。)を上限とする。

※サイズの規定はありませんが、読みやすい大きさとしてください。

◎事務所内に備付けておくもの

資料6 帳簿等（業法第49条）

保存期間：5年間
 保存期間：7年間（犯罪収益移転防止法に基づく取引記録を兼ねる場合）
 保存期間：10年間（業者自ら売主となる新築住宅に係るもの）

不動産取引台帳（土地・建物） NO. _____

物件所在地		地積公簿 m ² 、実測 m ²	
土地	権利	所有権・地上権・賃借権	形状
貸貸借の場合	貸主	地代	
期間	令和 年 月 日より	令和 年 月 日まで	円(月・年)
地区	用途地域	その他 防火地域・準防火地域・()	
名称	階建て、地下 階建て		
用途	住宅・店舗・事務所・工場・共同住宅・倉庫・()		
付属物	車庫・物置・門扉・空調機		
間取・床面積	m ² 建築年月 年 月		
設備	販売保証負担割合 % 住宅瑕疵担保責任保険法人		
取引態様	売主・代理・媒介	契約内容	売買・交換
契約成立日	令和 年 月 日	登記日	令和 年 月 日
引渡日	令和 年 月 日	引渡日	令和 年 月 日
売主	本人	商号・氏名	住所
代理人	本人	商号・氏名	住所
買主	本人	商号・氏名	住所
代理人	本人	商号・氏名	住所
買代金	総額	円	手付金 円(令和 年 月 日)
	土地	円	中間金 円(令和 年 月 日)
	建物	円	中間金 円(令和 年 月 日)
		円	残金 円(令和 年 月 日)
報酬額	売主	円(令和 年 月 日)	
	買主	円(令和 年 月 日)	
媒介・代理業者	商号・名称	所在地 TEL.	(支払) 報酬額 円
	商号・名称	所在地 TEL.	(受取) 報酬額 円
	商号・名称	所在地 TEL.	(支払) 報酬額 円
	商号・名称	所在地 TEL.	(受取) 報酬額 円

(注1) 本取引台帳は、事務所ごとに、取引のあったつど記載する。また、各事業年度の末日をもって閉鎖し、上記の当該期間保存しなければならない。
 (注2) 本取引台帳は、犯罪収益移転防止法第7条に基づく「取引記録」を兼ねる場合、別紙「本人確認記録」をあわせて作成し、保管するものとする。

記載者 _____ 印 (令和 年 月 日作成)

保存期間：5年間
 保存期間：7年間（犯罪収益移転防止法に基づく取引記録を兼ねる場合）
 保存期間：10年間（業者自ら売主となる新築住宅に係るもの）

不動産取引台帳（区分所有建物） NO. _____

物件所在地		地積公簿 m ² 、実測 m ² 持分 /	
土地	権利	所有権・地上権・賃借権	形状
貸貸借の場合	貸主	地代	
期間	令和 年 月 日より	令和 年 月 日まで	円(月・年)
地区	用途地域	その他 防火地域・準防火地域・()	
名称	階建て、地下 階建て		
用途	住宅・店舗・事務所・()		
間取・床面積	m ² 建築年月 年 月		
設備	販売保証負担割合 % 住宅瑕疵担保責任保険法人		
取引態様	売主・代理・媒介	契約内容	売買・交換
契約成立日	令和 年 月 日	登記日	令和 年 月 日
引渡日	令和 年 月 日	引渡日	令和 年 月 日
売主	本人	商号・氏名	住所
代理人	本人	商号・氏名	住所
買主	本人	商号・氏名	住所
代理人	本人	商号・氏名	住所
売代金	総額	円	手付金 円(令和 年 月 日)
	土地	円	中間金 円(令和 年 月 日)
	建物	円	中間金 円(令和 年 月 日)
		円	残金 円(令和 年 月 日)
報酬額	売主	円(令和 年 月 日)	
	買主	円(令和 年 月 日)	
媒介・代理業者	商号・名称	所在地 TEL.	(支払) 報酬額 円
	商号・名称	所在地 TEL.	(受取) 報酬額 円
	商号・名称	所在地 TEL.	(支払) 報酬額 円
	商号・名称	所在地 TEL.	(受取) 報酬額 円

(注1) 本取引台帳は、事務所ごとに、取引のあったつど記載する。また、各事業年度の末日をもって閉鎖し、上記の当該期間保存しなければならない。
 (注2) 本取引台帳は、犯罪収益移転防止法第7条に基づく「取引記録」を兼ねる場合、別紙「本人確認記録」をあわせて作成し、保管するものとする。

記載者 _____ 印 (令和 年 月 日作成)

保存期間：5年間

不動産取引台帳（建物賃貸借） NO. _____

建物	所在地	名称	部屋番号
構造	階建て 階部分・1棟		
用途	付属物		
間取・床面積	m ² 建築年月		
取引態様	代理・媒介・貸主	契約内容	
契約成立日	令和 年 月 日	引渡日	令和 年 月 日
貸主	本人	商号・氏名	住所 TEL.
代理人	本人	商号・氏名	住所 TEL.
借主	本人	商号・氏名	住所 TEL.
代理人	本人	商号・氏名	住所 TEL.
賃貸料	円	敷金	円
保証金	円	礼金	円
共益費	円	管理費	円
更新料	円	その他	円
契約期間	令和 年 月 日より	令和 年 月 日まで	
報酬額	貸主	円(令和 年 月 日)	
	借主	円(令和 年 月 日)	
媒介業者	商号・名称	所在地 TEL.	(支払) 報酬額 円
	商号・名称	所在地 TEL.	(受取) 報酬額 円

(備考欄) 定期借家契約、終身建物賃貸借契約の場合、その契約内容、特約条項その他

(注) 本取引台帳は、事務所ごとに、取引のあったつど記載する。また、各事業年度の末日をもって閉鎖し5年間保存しなければならない。

記載者 _____ 印 (令和 年 月 日作成)

保存期間：5年間

不動産取引台帳（土地賃貸借） NO. _____

土地	所在地・地番	地積公簿 m ² 、実測 m ²	
地区	用途地域	形状	
	その他 防火地域・準防火地域・()		
取引態様	代理・媒介・貸主	契約内容	
契約成立日	令和 年 月 日	引渡日	令和 年 月 日
貸主	本人	商号・氏名	住所 TEL.
代理人	本人	商号・氏名	住所 TEL.
借主	本人	商号・氏名	住所 TEL.
代理人	本人	商号・氏名	住所 TEL.
賃貸料	円	敷金	円
保証金	円	礼金	円
管理費	円	その他	円
更新料	円	その他	円
契約期間	令和 年 月 日より	令和 年 月 日まで	
報酬額	貸主	円(令和 年 月 日)	
	借主	円(令和 年 月 日)	
媒介業者	商号・氏名	住所 TEL.	(支払) 報酬額 円
	商号・氏名	住所 TEL.	(受取) 報酬額 円

(備考欄) 定期借地契約の場合、その契約内容、特約条項その他

(注) 本取引台帳は、事務所ごとに、取引のあったつど記載する。また、各事業年度の末日をもって閉鎖し5年間保存しなければならない。

記載者 _____ 印 (令和 年 月 日作成)

※協会が作成した見本様式です。ホームページからダウンロードできます。



宅地建物取引業法 第35条の2による 供託所等に関する説明				
供託所	保証金の 弁済業務	保証協会	加入して いる	加入して いる
所在地	名称	所在地 所属地方本部	所在地	名称
東京都千代田区九段南一丁目一番一五号	東京法務局	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 神奈川県本部 横浜市中央区住吉町六丁目七六番地三	東京都千代田区岩本町二丁目六番三号	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会

倫理綱領

我々会員は、不動産の重要性と専門家としての社会的使命を強く自覚し、ここに倫理綱領を制定し、その実践を通して、国民の信託にこたえることを誓うものである。

1. 我々会員は、国民の貴重な財産を託された者としての誇りと責任をもって社会に貢献する。
1. 我々会員は、依頼者と地域社会の信頼にこたえるよう常に人格と専門的知識の向上に努める。
1. 我々会員は、諸法令を守り、公正な取引の実現に努める。
1. 我々会員は、依頼者のために、誠実かつ公正な業務の遂行に努める。
1. 我々会員は、業界発展のため、業者間の相互信頼に基づく親密な協力によって業界秩序の確立と組織の団結に努める。

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会
公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会



公益
社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会
法令研修委員会